

平成29年度 北陸農政局発注者綱紀保持委員会定例会議議事概要

- 1 開催日 平成30年3月8日（木）
- 2 場 所 北陸農政局 局長室
- 3 出席者 別紙1「出席者名簿」のとおり
- 4 議 題
 - (1) 平成29年度発注者綱紀保持対策等の実施状況について
別紙2のとおり
 - (2) 平成30年度発注者綱紀保持対策等の実施方針について
別紙3のとおり
- 5 その他
なし

別紙 1

出席者	委員長	局長	
	委員	消費・安全部	消費生活課長
		生産部	生産振興課長
		経営・事業支援部	担い手育成課長
		統計部	調整課長
	幹事	総務	総務管理官
		農村振興部	設計課長
		総務課	総務課長
		会計課	会計課長
	庶務	総務課	監査官
		総務課	監査係長

別紙 2

平成 29 年度発注者綱紀保持対策等の実施結果について

(1) 職員に対する発注者綱紀保持講習等の開催状況

	会議名	開催日	受講対象者	参加人数 (人)	周知内容等
1	平成29年度次長・ 工事課長等会議 (第1回)	H29. 6. 16	管内事業(務)所の技術次 長、工事等担当課長及び局 農村振興部各課課長補佐等	35	・平成29年度農林水産省発注者 綱紀保持研修資料を用いて、農 林水産省発注者綱紀保持規程の 内容を具体的に説明した。
2	平成29年度管内事 業所等用地・管理 担当課長等会議	H29. 7. 20	管内事業(務)所の用地課 長、管理課長、庶務課長、 用地調整官、管理調整官及 び局農村振興部用地課職員 等	27	・同上
3	平成29年度管内機 関等庶務及び共済 組合事務担当者会 議	H29. 7. 21	管内事業(務)所の庶務担 当係長等、各支局の総務担 当官、局内各部の総務関係 担当係長及び共済組合担当 係長等	69	・同上
4	平成29年度北陸農 政局職員行政実務 研修	H29. 12. 6	管内事業(務)所の係長 等、各支局の係長級専門官 及び局各課の係長級職員	21	・同上 ・発注者綱紀保持マニュアルポ ケット版の配布
5	コンプライアンス 研修	H30. 2. 5 H30. 2. 22	農業農村整備事業に携わる 全ての発注担当職員等(事 務職を含む本局内担当者全 員、事業(務)所職員全員 及び前記に含まれない農業 土木系職員全員)	336	・農村振興局からの講師によ り、発注者綱紀保持規程、官製 談合防止法、公務員倫理及び再 就職規制等について演習を交え た研修を行った。
6	平成29年度管内事 務担当次長及び庶 務課長等会議	H30. 2. 23	管内事業(務)所の事務次 長及び庶務課長、各支局の 管理担当総括農政推進官及 び主任農政推進官、局内各 部総務担当課長補佐等	35	・公正取引委員会の講師による 官製談合防止法等の説明

参考：本省主催の発注者綱紀保持研修（H29. 5. 25～5. 26）は、総務課監査官が受講した。
地方農政局事業所等庶務課長会議（農村振興局主催、H29. 10. 19～10. 20）において、発注者
綱紀保持対策の説明及び意見交換が行われた。（各事業所庶務課長及び総務課課長補佐が出席）

(2) 競争参加有資格者等への周知状況

- ①ホームページへの掲載
[事業者の皆様へ] と題し、発注者綱紀保持対策の概要を記載した文書を掲載（継続）
- ②本局及び事業(務)所の発注担当窓口における掲示
①と同様の内容を記載した文書を、各発注窓口の入り口に掲示（継続）
- ③調達情報メールマガジンへの記載
発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載（継続）

別紙3

平成30年度 北陸農政局発注者綱紀保持対策等の実施方針について

発注者綱紀保持のための対策について、以下のとおり実施する。

1 目的

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な確保を図る。

2 職員を対象とする講習等の実施方針

(1) 対象者

本局、支局及び事業（務）所の管理監督者及び発注担当職員を主な対象とするが、発注担当職員以外の職員は発注者綱紀保持規程上第三者と位置づけられ、発注担当職員への不当な働きかけを禁止されていることに鑑み、全職員を対象とする。

(2) 講習会等の開催方針

- ①各種会議等を活用した発注者綱紀保持講習の開催
- ②管内全職員を対象とした発注者綱紀保持に係るチェックシートの実施
- ③発注者綱紀保持マニュアル等を北陸農政局掲示板に掲載し、継続的に周知を図る

3 競争参加有資格者等への周知方針

平成29年度に引き続き、下記の対策を実施する。

(1) 北陸農政局ホームページへの掲載

- ①発注者綱紀保持対策の概要を記載した「事業者の皆様へ」の掲載
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程の掲載

(2) 本局及び事業（務）所の発注担当窓口における掲示

発注者綱紀保持規程に基づき、執務室への自由な出入りを制限していること等を記載した文書の掲示

(3) 調達情報メールマガジンへの記載

発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載する